

○松本市有価資源物価格協議委員会設置要綱

平成15年9月1日

告示第335号

改正 平成18年3月31日告示第151号

平成19年3月30日告示第157号

平成27年3月31日告示第183号

令和3年3月31日告示第190号

(目的)

第1条 この要綱は、松本市有価資源物リサイクル事業の実施に当たり、経済変動に対応し、有価資源物の適正な価格に基づく円滑な推進を図るため、松本市有価資源物価格協議委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、有価資源物の単価等に関する事項について協議し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 松本市環境衛生協議会連合会長
- (2) 中信リサイクル事業協同組合の役員
- (3) 資源物荷受業者の代表者
- (4) 市職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、松本市環境衛生協議会連合会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じ招集し、委員長が会議の議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、環境エネルギー部環境業務課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成15年9月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日告示第151号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日告示第157号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日告示第183号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第190号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。